

平成22年 No.8

東京学芸大学留学生センター規程の一部を改正する規程

制定理由

部門の再編等に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成22年 2 月 24 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学留学生センター規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成22年 2 月 25 日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成22年規程第 7 号

東京学芸大学留学生センター規程の一部を改正する規程

東京学芸大学留学生センター規程（平成10年規程第11号）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学留学生センター規程の一部改正について

制定理由：部門の再編等に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （部門及び業務） 第2条 センターに，日本語教育部門，<u>日本理解教育部門及び生活支援部門</u>を置き，次に掲げる業務を行う。 (1) 外国人留学生に対する日本語及び<u>日本理解等に関する教育</u> (2) 外国人留学生に対する修学上及び生活上の指導助言 (3) 外国人留学生に対する教育の在り方についての検討及び連絡調整 (4) 外国人留学生のうち教員研修留学生及び日本語・日本文化研修留学生の研修プログラムの作成並びに指導 (5) 海外への留学希望者に対する修学上及び生活上の助言 (6) その他センターの目的を達成するために必要な教育・研究等の業務 （職員） 第3条 センターに，センター長及び専任教員のほか，必要な職員を置く。 2 前項に定める職員のほか，必要に応じて，兼任教員を置くことができる。 3 兼任教員は，外国人留学生の教育・研究等<u>等</u>に関係する教員をもって充てる。 〔省略〕 第5章 雑則 （事務）	〔省略〕 （部門及び業務） 第2条 センターに，日本語教育部門，<u>留学生指導部門，専門基礎教育部門及び短期留学プログラム部門</u>を置き，次に掲げる業務を行う。 (1) 外国人留学生に対する日本語及び<u>日本文化・日本事情等の教育</u> (2) 外国人留学生に対する修学上及び生活上の指導助言 (3) 外国人留学生に対する教育の在り方についての検討及び連絡調整 (4) 外国人留学生のうち教員研修留学生及び日本語・日本文化研修留学生の研修プログラムの作成並びに指導 (5) 海外への留学希望者に対する修学上及び生活上の助言 (6) その他センターの目的を達成するために必要な教育・研究等の業務 （職員） 第3条 センターに，センター長及び専任教員のほか，必要な職員を置く。 2 前項に定める職員のほか，必要に応じて，兼任教員を置くことができる。 3 兼任教員は，<u>留学生専門教育教員並びに</u>外国人留学生の教育・研究<u>及び保健管理</u>に関係する教員をもって充てる。 〔省略〕 第5章 雑則 （事務）

第14条 センターの事務は、学務部国際課が処理する。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(細目)

第16条 この規程及び他の規程等に定めるもののほか、委員会その他センターに関する細目は、委員会の議を経てセンター長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

第14条 センターの事務は、学務部国際課が処理する。

(細目)

第15条 この規程及び他の規程等に定めるもののほか、委員会その他センターに関する細目は、委員会の議を経てセンター長が定める。